

介護保険要介護（要支援）認定情報・関係資料提供申出書

令和 年 月 日

三郷市長あて

(三郷市いきいき健康部介護保険課扱い)

介護サービス計画作成・介護報酬の請求のため、次のとおり介護保険要介護（要支援）認定情報・関係資料の提供を申出します。

なお、提供を受けた際には介護サービス計画作成・介護報酬の請求のためだけに利用し、他の目的には利用しないことを確約します。

申出者	氏名又は事業所名		担当者名	
	住所又は所在地	TEL ()	被保険者との関係	

被保険者氏名		被保険者番号	
【提供希望情報及び資料】	<input type="checkbox"/> 認定情報の提供を希望します <input type="checkbox"/> 要介護度 <input type="checkbox"/> 有効期間 <input type="checkbox"/> 認定日	【本人・家族等から認定情報を取得できない理由を記入してください】	
	<input type="checkbox"/> 関係資料の提供を希望します <input type="checkbox"/> 調査票（特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書	【受け取り方法】 <input type="checkbox"/> 郵送（実費を負担してください） <input type="checkbox"/> 認定係窓口	

○申請方法について

健康福祉会館(三郷市いきいき健康部)介護保険課介護認定係の窓口へのご持参いただくか、又は、郵送(送り先住所・氏名を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)していただきますようお願いいたします。

※ 個人情報保護のため、FAX での申請は受付いたしません。

処理欄	担当	同意確認		申出者身分	提供日	提供方法	備考欄
		本人	医師				
				/ ~	/	郵便 窓口	支 ・ 介 ・ /

(申出者の遵守事項)

- 1 情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 提供を受けた情報は、厳重に管理し、紛失、改ざん及び破損しないよう適正に保管すること。
 - (2) 被保険者本人の文書による同意を得ることなく被保険者本人以外の者に知らせたり、又は提供したりすることのないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 提供を受けた情報を被保険者本人の介護サービス計画の作成及び介護報酬の請求のための参考資料としてのみ使用すること。介護サービス計画の作成の目的で複写又は複製し、サービス担当者会議等の場で資料として利用した場合には、会議終了後必ず回収し、破棄すること。
 - (4) 軽度者に対する福祉用具貸与の可否を判断するために、提供を受けた情報の写しを福祉用具貸与事業者又は介護予防福祉用具貸与事業者に提供するときは、被保険者本人の同意を得た上で行い、その場合は提供を受けた情報を厳重に保管し、必要な措置を講じるよう、提供する事業者に対して指導すること。
 - (5) 提供を受けた情報を保有する必要がなくなったときは、確実、かつ、速やかに破棄すること。
 - (6) 提供を受けた情報の提示又は返還を、市長から求められたときは、速やかにこれに応じること。
- 2 市長は、情報提供を受けたものが前項各号に掲げる事項に違反した場合は、その後の情報提供を拒否することができるものとする。